

とうわ
藤和けんこう通信



2016年8月号 VOL.70

実技研修会を開催

発行元：藤和マッサージ（訪問マッサージ・はりきゅう）

相模原院042-855-0420 町田院042-851-7528 海老名院046-204-5482

藤和マッサージ相模原院主催

7月『仙骨SOT療法実技研修会』を開催

営業員の中村さんは、左右のアンバランスが調整されました！
差が少なくなりました！



7/25月曜、藤和マッサージ相模原院内にて、実技研修会を開催しました。今回は長谷川佳汰さんが講師となり「SOT療法」についての実技研修会を開催しました。「SOT」とはカイロプラクティックの一種で、ブロックを用いた療法です。皆さんの想像する骨を『バキバキ』と鳴らす矯正とは全く違う方法ですので、特に骨の弱いご年配の方、産後の方におすすめの療法になります。まずは検査として、腰の動きや肩の高さ・足の長さの左右差チェックを行います。その後、検査にて判明した左右のアンバランスに合わせて、患者さんはうつ伏せに寝てもらい、股関節付近にブロックを差し込み骨盤の調整を行います。そうすることで、左右差が解消され、体の不調がすっきりします。お互いにやりあって研修しました。

第6回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会 開催

7月7日、厚生労働省主催の社会保障審議会：第6回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会が開催されました。あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術に係る療養費に関する現状と課題について話し合われましたが、今回は、料金（治療費等）についての改定案は出されませんでした。



厚生労働省 への要望事例

Ministry of Health, Labour and Welfare

あん摩マッサージの支給対象となる適応症について「筋麻痺・関節拘縮等であって・・・」とされているが、「等」にどこまでの範囲が含まれるのかははっきりしない。対象範囲を明確化するか、せめて具体例（特に支給対象とならない事例）を示してほしい。



馬場悦子 野々村颯 佐藤文子 石井武司 若本大輔 大野佑介 長谷川佳汰 代永涼子 栗原賢 小池順一 村山朋洋 細田篤矢 小形沙織 吉野智子
須藤 新 長谷川加代 佐藤浩嗣 坂垣 鋭司 村山直樹 小木野貴史 近藤マチ子 岩本友保 宮田大輔 中村匡志 矢部恵 谷田美幸 渡邊真之 添田真理子

何事も思いやりを持って対応します！

同業他社が集まり、第4回研修会が開催されました

7月14日木曜 町田市民フォーラムにて、スマイルサポートの大庭先生が講師となり『療養費の取り扱い』についての研修会が開催されました。

内容

テーマ「療養費の取り扱いについて」

- 1、健康保険制度の概要
→「療養の給付」と「療養費の支給」
- 2、療養費の取り扱いと申請
→同意書や往療など
- 3、疑義案件事例
→全国事例
→とある事業所での事例
- 4、その他
→情報提供



町田市訪問マッサージ連絡会facebookより転載



藤和マッサージ facebook やってます！

4年前より、藤和マッサージではfacebookやってます！
イベント時の写真などを掲載しております。
もし良かったら、覗いてみてくださいネ！



マッサージ・整骨院・整体院って、いったいどこが違うの？



いい質問ですね～それでは・・・

大まかな表を作ってみたので、見てみましょう～。



業 種	内 容	資 格	健康保険適用の可否
マッサージ治療院	あん摩、マッサージ、指圧の各手技（なでる・押す・揉む・叩くあらゆる行為）を用いて人体の変調を改善しようとしているんですね。	あん摩指圧マッサージ師（国家資格）	医師の同意が必要
鍼灸治療院	体に鍼（はり）や灸（きゅう）を用いた刺激を与えることで、さまざまな疾病の治療や健康増進を促すことのできる医療技術を実施するんですね。	鍼師（国家資格）、灸師（国家資格） *別々の資格	医師の同意が必要
整骨院 (接骨院・ほねつぎ)	柔道整復師は骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷など急性期の外傷の治療を行っているんですね～。	柔道整復師（国家資格）	医師の同意が一部必要
整体院	脊椎、骨盤、四肢などの体全体の骨格や関節のゆがみ、ズレを特別な手技を使って矯正しているんですね。	整体師（民間資格）	×

大別するとこのようになりますが、**重複して資格を持っている方も多数いますね～。**



都市部での特養整備に向け、民間から土地・建物を賃借した特養開設が可能に一厚労省

(2016年7月28日医療介護CBニュース)

都市部での特別養護老人ホーム整備を進めるため、一定の要件を満たす社会福祉法人については、「民間事業者などから土地・建物の貸与を受けて特養ホームを設置する」ことを認める。

厚生労働省は、27日に発出した通知「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」の中で、こうした内容を明らかにしました。ただし、施設整備を行っても「そこに従事する介護職を確保できない」という極めて重大な課題は解決しておらず、この点に対する効果的な施策が切望されています。

「終の棲家」とも称される特養ホームについては、継続的な事業運営を確保するために、土地・建物のいずれについても、▽ホームを開設する社会福祉法人が所有している▽国あるいは自治体から貸与・使用許可を受けていることが原則です。ただし、サテライト型居住施設である地域密着型特養ホームについては、この原則が緩和され、土地・建物のすべてについて、国・自治体以外の者(民間事業者なども含めて)から貸与を受けて経営することが可能です。「住み慣れた地域での居住を継続したい」という利用者のニーズに配慮するため、土地・建物の確保を一定程度容易にする必要があったためです。

在宅支援診療所3割空白552市町村、厚労省集計

(2016年7月22日共同通信)

全国の自治体のうち3割に当たる552市町村では、昨年3月末現在、病気や高齢のため自宅で過ごす患者を医師らが訪問して治療する「在宅療養支援診療所」(在宅診)がないことが、厚生労働省の集計で分かった。国の調査では国民の半数以上は「自宅で最期を迎えたい」と考えているが、在宅療養を支える基盤が整っていない現状が浮かび上がった。自宅で亡くなる人の割合に自治体間で大きな差があることが判明しており、こうした医療提供体制のばらつきが一因とみられる。

「赤ちゃんポスト」に昨年度13人…1人は海外から

(2016年7月20日読売新聞)

熊本市は19日、親が養育できない子どもを匿名で預かる同市西区の慈恵病院の「このとりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)に2015年度、13人(男児7人、女児6人)が預けられたと発表した。14年度より2人多く、07年の開設以降、初めて海外から1人の子どもが預けられた。累計は125人となった。

発表によると、13人のうち11人は生後7日未満の早期新生児。ほかに生後1か月以上1年未満と生後1年以上が1人ずついた。13人のうち10人が自宅出産、1人が車中出産とみられる。2人は病院などでの出産。治療や精密検査が必要な状態の乳幼児は8人いた。児童相談所の調査で、10人は親の身元が判明。判明した親の居住地は、九州が4人(熊本県はゼロ)、関東と東北が2人ずつ、中国地方が1人。海外の1人も親の身元が判明したが、市は国名や預けられた経緯を明らかにしていない。

発行元

無料体験マッサージ、いつでもお気軽にどうぞ
【医療保険適応 訪問マッサージ・はりきゅう】